

台風18号(平成29年9月17日)に伴う主な被害状況

(平成29年10月31日現在)

1. 人的被害

なし

2. 住宅被害

床上浸水	渡一木	18戸 (内事業所2)、	佐貫	5戸
床下浸水	渡一木	11戸 (内事業所1)、	佐貫	11戸

3. 支援状況

- ・床上、床下浸水の住家等については、消毒等対応済み
- ・災害ゴミについては、18日から河川敷、総合支所等で対応
(河原地区公民館を中心としたボランティア、消防団員の応援)
- ・保健師による個別訪問を実施
- ・り災証明・被災証明の発行、住宅再建支援金・災害見舞金
- ・介護保険料、国民健康保険料、固定資産税、下水道使用料の減免

3. 公共施設等の被害

地区体育館等	2件	稲常グラウンドゴルフ場他
市道	32件	小河内新田線(法面崩壊)他
河川	16件	砂防河川大谷川(護岸崩落、洗堀)他
林道	11件	若桜江府線(土砂流入)他
農地	53件	曳田地内(法面崩落)他
農道	30件	佐貫地内(法面崩落)他
農業用施設	28件	山手用水路(土砂流入)他

4. 説明会

9月22日(金)、10月11日(水)	渡一木説明会	河原町総合支所
10月27日(金)	佐貫説明会	下佐貫集会所
12月6日(水)	税務署による雑損控除説明会	河原町総合支所

5. その他

- ・自主避難所開設 「かわはら道の駅」 避難者26名
- ・集落開設「下佐貫老人憩いの家」 避難者7名
- ・避難準備高齢者等避難開始発令に伴う開設
「河原町総合支所」 避難者4名 「河原地区公民館」 避難者4名

台風21号(平成29年10月22日)に伴う主な被害状況

(平成29年11月1日現在)

1. 人的被害

なし

2. 住宅被害

床下浸水 河原 4戸

※石灰配布済み

3. 公共施設等の被害

庁舎他 2件 総合支所本庁舎 2階執務室、第5会議室(雨漏り)

コミュニティセンター 玄関、2階ホール(雨漏り)

市営住宅 1件 長瀬団地(雨漏り)

市道 4件 稲常越路線(土砂流出) 他

河川 3件 砂防河川谷一木川(護岸崩壊) 他

林道 1件 三滝線(大規模崩落)

農地 1件 小河内地内(法面崩落)

農道 5件 小倉地内(法面崩落) 他

農業用施設 3件 小河内地内用水路(土砂流出) 等

4. その他

・自主避難所開設 「かわはら道の駅」 避難者7名

・避難準備高齢者等避難開始発令に伴う開設

「国英地区公民館」 避難者4名

鳥取市子どもの未来応援計画

～すべての子どもたちが 夢と希望を持って

成長していける鳥取市を目指して～

平成29年 3月

鳥取市

目 次

第1章 総則

- 1 子どもの貧困対策に関する国・県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定・・・・・・・・ 1
 - (2) 「子どもの貧困対策に関する大綱」策定・・・・・・・・ 1
 - (3) 「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」策定・・・・・・・・ 1
- 2 鳥取市子どもの未来応援計画策定の趣旨・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置づけと他計画との関係・・・・・・・・ 2
- 4 計画期間・・・・・・・・ 2

第2章 本市の現況と課題

- 1 公的扶助の状況
 - (1) 生活保護世帯とその子どもの数の推移・・・・・・・・ 3
 - (2) 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数の推移・・ 4
 - (3) 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移・・・・・・・・ 5
- 2 鳥取市子どもの成育環境調査
 - (1) 調査の概要・・・・・・・・ 6
 - (2) 調査の結果・・・・・・・・ 6～10
- 3 子どもに関わる支援者からの聞き取り調査
 - (1) 調査の概要・・・・・・・・ 11
 - (2) 調査の結果・・・・・・・・ 11～12
- 4 子どもの成育環境調査と支援者の聞き取り調査から見てきたこと・・・・ 12

第3章 子どもの貧困対策の基本目標・考え方と施策の体系

- 1 基本目標・・・・・・・・ 13
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・ 13
- 3 体系図・・・・・・・・ 14

第4章 子どもの貧困対策に関する取組

- 施策1 育ちと学びの保障・・・・・・・・ 15～18
- 施策2 生活基盤の安定・・・・・・・・ 19～22
- 施策3 地域社会とのつながりと居場所づくり・・・・・・・・ 23～24
- 施策4 子どものための包括的支援の拡充・・・・・・・・ 25～26

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進・・・・・・・・ 27
- 2 計画の達成目標・・・・・・・・ 28

- 資料・・・・・・・・ 29

第1章 総則

1 子どもの貧困対策に関する国・県の動き

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

我が国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまうことが少なくない。子どもたちの未来をより一層輝かしいものにするためには、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要であることから、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

(2) 「子どもの貧困対策に関する大綱」策定

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要であることから、全ての子ども達が夢と希望を持って生きていける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下、「国の大綱」という。）が策定されました。この大綱では、子どもの貧困に関する指標を定め、この指標の改善に向けた当面の重要施策や施策の推進体制等が定められました。

(3) 「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」策定

国の動きを踏まえ、鳥取県では、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針とするため、平成 27 年 3 月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」（以下、「県の計画」という。）が策定され、平成 28 年 12 月に改訂版が出されました。

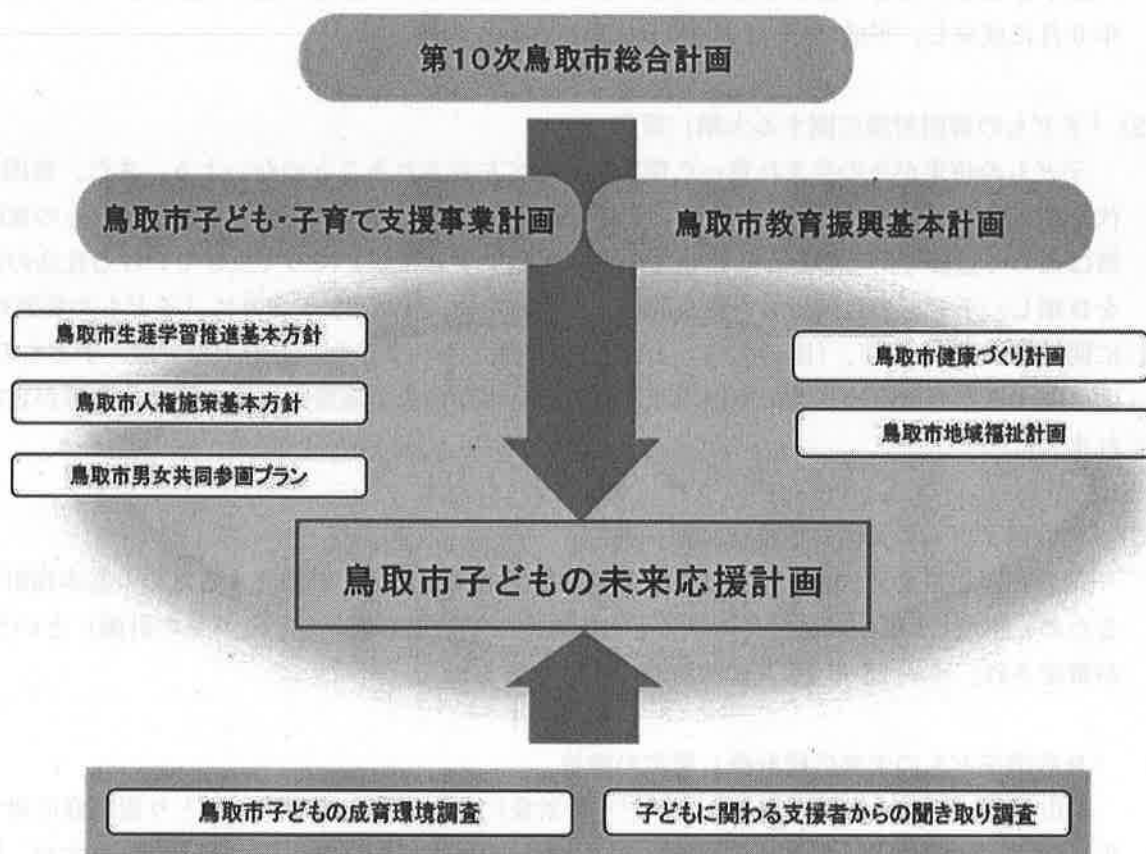
2 「鳥取市子どもの未来応援計画」策定の趣旨

本市では、現在も生活困窮世帯の子どもを対象にした学習支援事業、ひとり親家庭に対する生活支援や就学援助制度など、国の大綱や県の計画に掲げられた取組を行っていますが、社会経済状況等の影響を受け、生活保護や就学援助制度を利用している世帯の子ども数は増加傾向にあります。

そのため、鳥取市の将来を担う子どもが家庭の経済状況等により養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まるなど将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していけるよう、この度、必要な施策等を掲げ、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「鳥取市子どもの未来応援計画」（以下、「計画」という。）を策定することとしました。

3 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、「第10次鳥取市総合計画」（平成28年4月策定）、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）、「鳥取市教育振興基本計画」（平成28年3月策定）における基本的な考え方を基に、「子どもの貧困対策」の観点から必要な施策をとりまとめた推進計画として策定します。



4 計画期間

本計画の期間は、平成29年度から33年度までの5年間とします。

第2章 本市の現況と課題

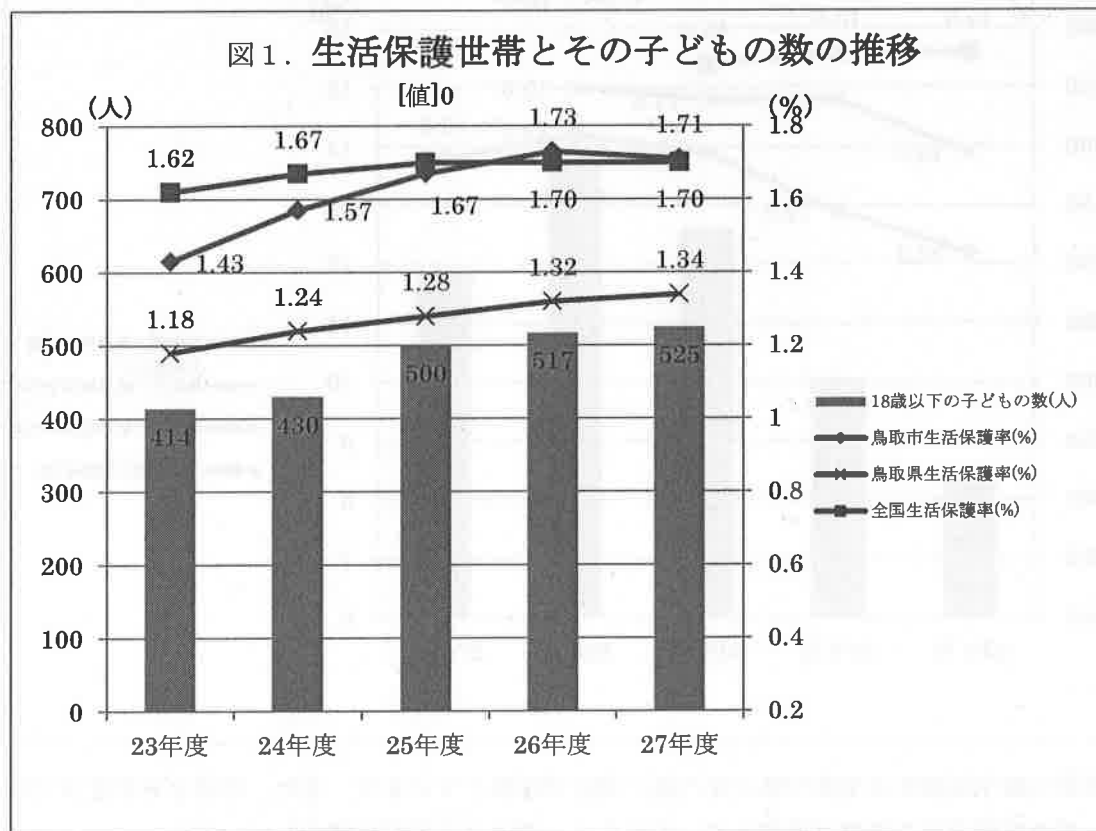
公的扶助、子どもの成育環境調査、子どもに関わる支援者からの聞き取り調査をもとに、本市の子どもの貧困の現況と課題等を把握しました。

1 公的扶助の状況

(1) 生活保護世帯とその子どもの数の推移

表1. 生活保護世帯とその子どもの数の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保護世帯数(世帯)	1,909	2,049	2,169	2,252	2,284
鳥取市生活保護率	1.43%	1.57%	1.67%	1.73%	1.71%
鳥取県生活保護率	1.18%	1.24%	1.28%	1.32%	1.34%
全国生活保護率	1.62%	1.67%	1.70%	1.70%	1.70%
18歳以下の子ども の数(人)	414	430	500	517	525



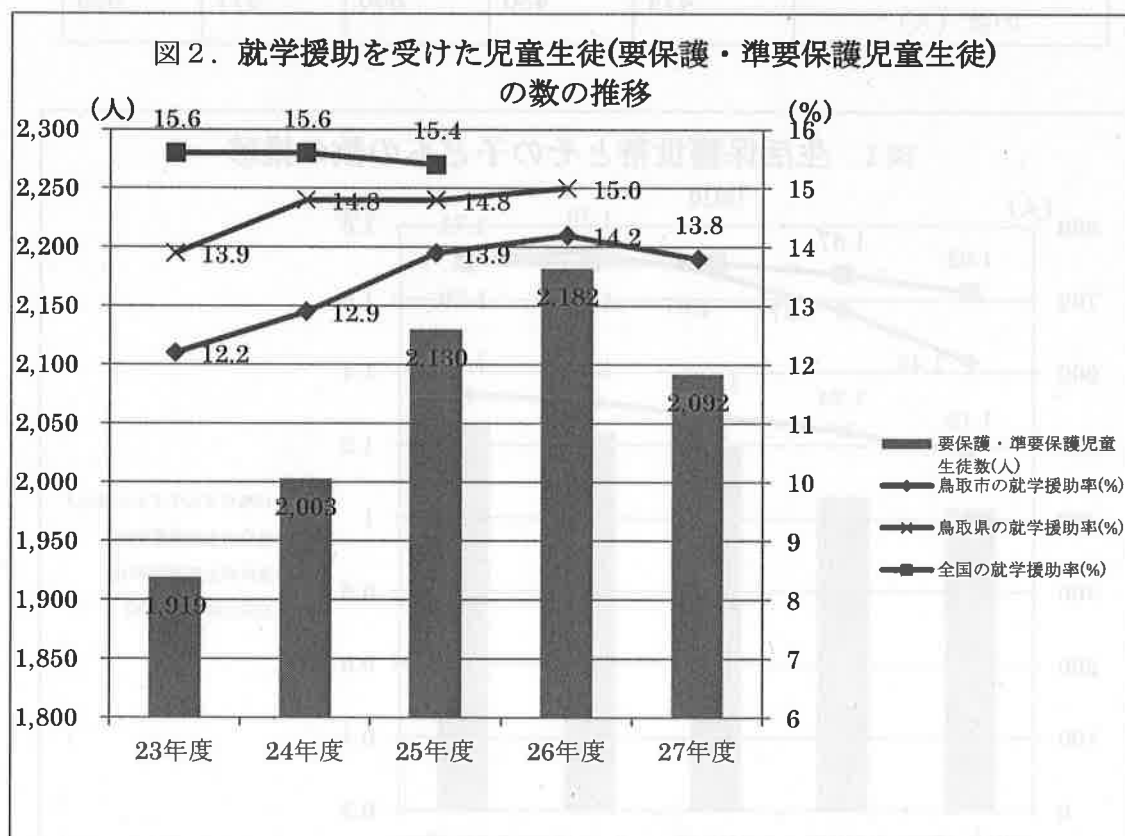
本市の生活保護率は、全国に比べ低く推移してきましたが、近年は全国をやや上回る状況であります。また、少子化が進む中で、18歳以下の子どもの数は、平成23年度から平成27年度にかけて毎年増加しています。

(2) 就学援助を受けた児童生徒（小学校・中学校）の数の推移

表 2. 就学援助を受けた児童生徒（小学校・中学校）の数の推移

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
準要保護児童生徒数（人）	1,721	1,771	1,880	1,919	1,852
要保護児童生徒数（人）	198	232	250	263	240
鳥取市の就学援助率※1	12.2%	12.9%	13.9%	14.2%	13.8%
鳥取県の就学援助率※1	13.9%	14.8%	14.8%	15.0%	未公表
全国の就学援助率※1	15.6%	15.6%	15.4%	未公表	未公表

※1 就学援助の認定は、都市により認定に伴う所得基準が異なっている。



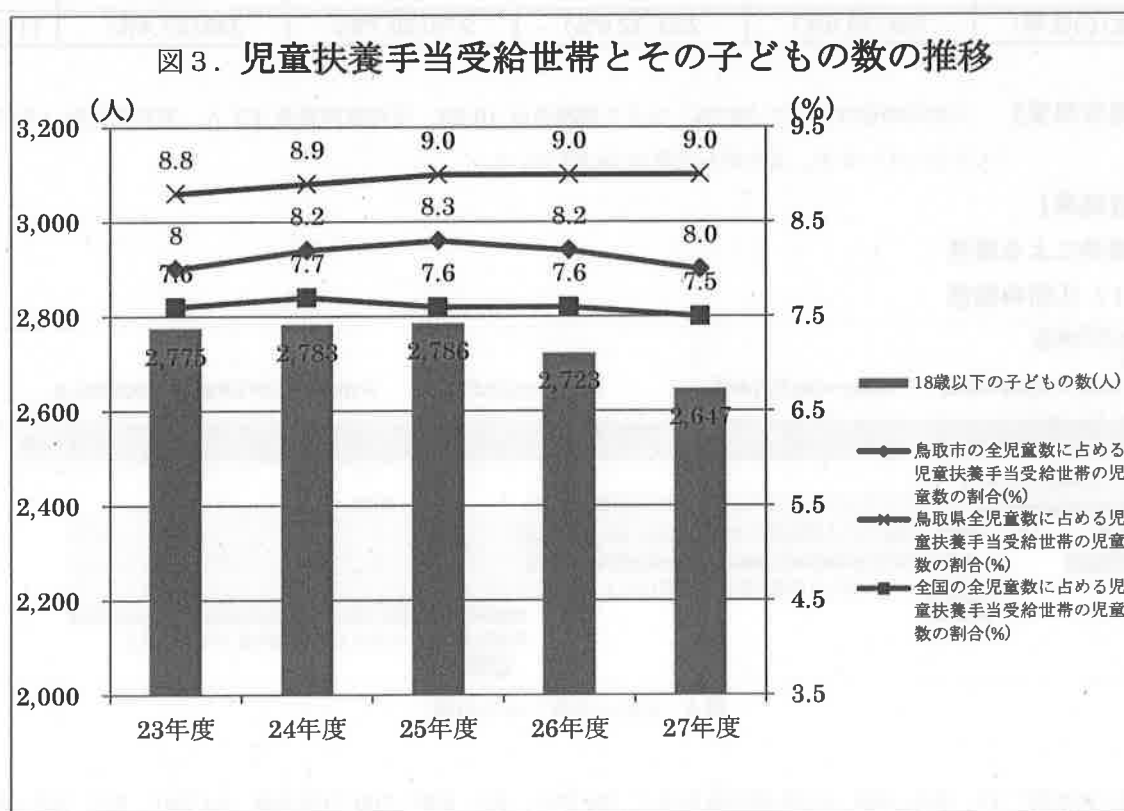
本市の就学援助率は全国や県に比べ低い割合で推移しています。また、平成26年度までは、要保護・準要保護児童生徒数は増加していましたが、平成27年度は減少しています。

(3) 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移

表 3. 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
児童扶養手当受給世帯（世帯）	1,852	1,856	1,853	1,809	1,796
18 歳以下の子どもの数（人）	2,775	2,783	2,786	2,723	2,647
鳥取市全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合	8.0%	8.2%	8.3%	8.2%	8.0%
鳥取県全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合	8.8%	8.9%	9.0%	9.0%	9.0%
全国全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合	7.6%	7.7%	7.6%	7.6%	7.5%

*児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立のため支給される手当。



本市の18歳以下の全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、鳥取県と比較すると低い割合で推移していますが、全国と比較すると高い割合で推移しています。

2 鳥取市子どもの成育環境調査

(1) 調査の概要

鳥取市子どもの成育環境調査は、平成 28 年 8 月に、5 歳児の保護者、小学校 3 年生とその保護者、小学校 6 年生とその保護者、中学校 3 年生とその保護者のうち無作為抽出を行い、それぞれ 900 世帯を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。本調査は、子どもの成育環境として、経済的状況とともに、文化的な状況や社会関係が重要な影響を持っていることが指摘されている中、それらの状況を明らかにするとともに、世帯の経済状態が子どもの成育環境や学習状況にどのように影響しているか明らかにし、その上でどのような取り組みが求められているのか課題を検討する事を目的に実施しました。

(2) 調査の結果

【調査概要】 ■調査時期：平成 28 年 8 月

■調査方法：郵送自記式により以下の対象者に実施

表4	5 歳児の保護者	小学校3年生と保護者	小学校6年生と保護者	中学校3年生と保護者	総計
対象家庭数	899	900	900	899	3,598
回収数(回収率)	358(39.8%)	293(32.6%)	276(30.7%)	246(27.4%)	1173(32.6%)

【対象者概要】 三世代同居は全体で 28.7%、ひとり親割合は 10.3%、平均家族員数 4.7 人、平均兄妹数（子ども）2.3 人となっています。また持ち家率は 74.8%でした。

【調査結果】

1. 所得による概要

1-1) ①所得階層



図 4. 世帯の年収と所得階層

世帯の総所得*¹は、300～500 万円未満が最も多く (28.7%)、次に 500～700 万円未満 (24.7%)、次に 700～900 万円未満 (15.8%) となっています。世帯の総所得から一人当たりの可処分所得*²を推計し、122 万円未満 (世帯の総所得が概ね 300 万円未満の層とほぼ重なる)を「所得階層Ⅰ」、122 万円以上 244 万円未満を「所得階層Ⅱ」、244 万円以上を「所得階層Ⅲ」としました。

* 1 「世帯の総所得」とは、家族全員の年間の収入から必要経費を除き、手当等を含んだ総収入

* 2 「可処分所得」とは、消費支出 (生活必需品の購入、公共料金の支払い、教育費等) と貯蓄を合計したもの

1-1) ②所得階層とひとり親

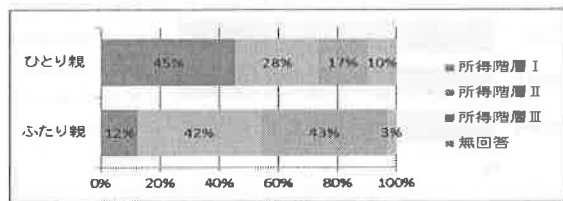


図 5. 配偶者の有無と経済状況

本調査で、配偶者がいない家庭（ひとり親）は10.4%でした。配偶者がいない家庭で所得階層 I の割合は高く（45%）、配偶者がいない家庭の9割は母子家庭でした。

1-2) 経済状況と生活が苦しいと感じているか・必要な物が買えないと感じているかの関係

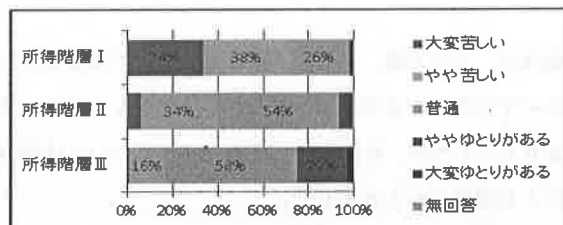


図 6. 経済状況と生活の苦しさ

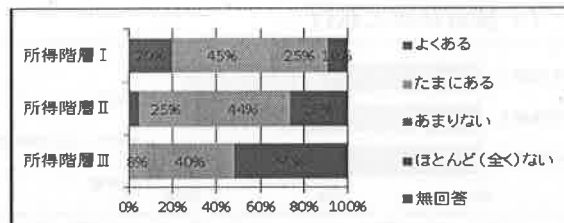


図 7. 経済状況と必要なものが買えないこと

所得階層 I では、家計が「大変苦しい」と回答する割合（34%）と「必要なものが経済的理由で買えないことがよくある」（20%）とする割合が高くなっています。

1-3) 経済状況と相談できる人や施設の数

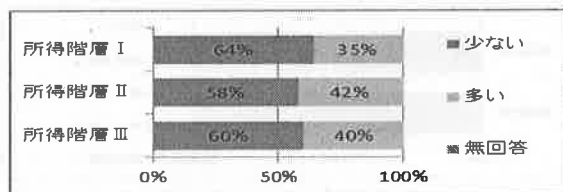


図 8. 経済状況と相談者の多少

相談できる人や施設の個数を合計し、中央の値である4.16人（施設）よりも「少ない」保護者と「多い」保護者に分類し、経済状況との関連をみてみました。その結果、所得階層 I に「少ない」と回答する保護者が少し多い結果となっています。

1-4) 経済状況と塾・習い事に通っていることとの関連

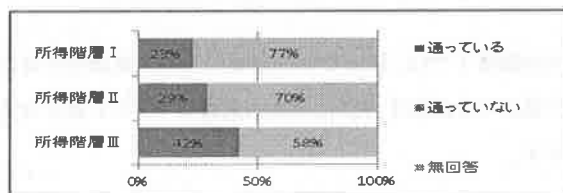


図 9. 経済状況と塾に通っているかどうか

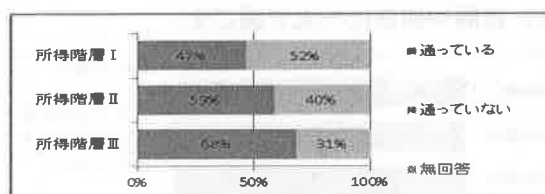


図 10. 経済状況と習い事に通っているかどうか

経済状況により、塾や習い事に通っている割合が違ってきています。子ども1人にかかる教育費の平均月額額は、所得階層 I は6,095 円、所得階層 II は8,090 円、所得階層 III は12,549 円となっています。

1-5) 経済状況と学習理解の認識

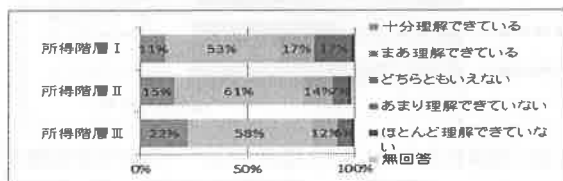


図 11. 保護者による子どもの学習理解（5歳児を除く）

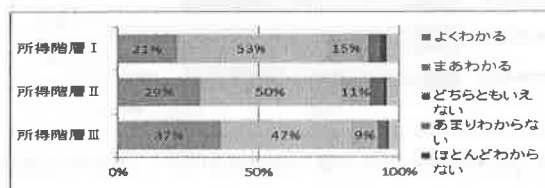


図 12. 子ども自身の学習理解（5歳児を除く）

「保護者がわが子が理解できているとの認識」と「子ども自身が分かると感じる」状況と経済状況との関連がみられました。

1-6) 経済状況と進学期待・希望

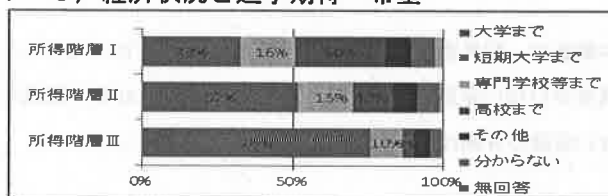


図 13. 保護者による子どもへの進学期待

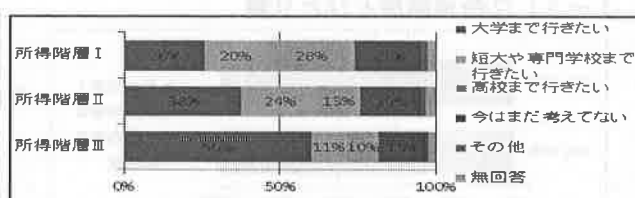


図 14. 子ども自身の進学希望

保護者の進学期待や子ども自身の進学希望ともに、経済状況との関連がみられました。

1-7) 経済状況と旅行

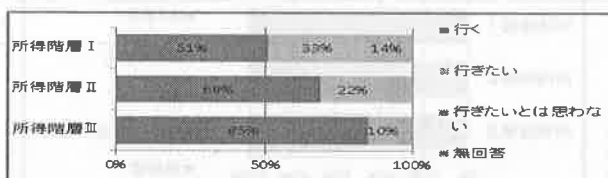


図 15. 経済状況と非日常的な経験の有無

勉強机、ゲーム機、スマホ、携帯電話などの所有及びおこづかいやお祝いの有無に関しては、経済状況との関連は見られませんでした。が、非日常的な経験で旅行については経済状況による関連がみられました。

2. 居場所と相談者の必要性

2-1) 経済状況・相談者の多少と子どもの生活満足度

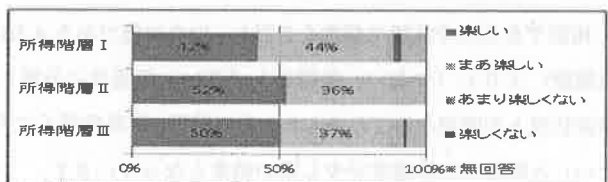


図 16. 経済状況と生活満足度（子ども）

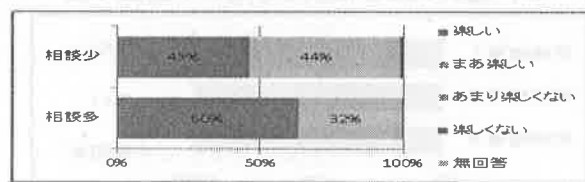


図 17. 相談者の多さと生活満足度（子ども）

子どもが相談できる相手が平均数（2.3 人）より多いと「楽しい」と回答する割合は高くなっています。

2-2) 夜間や休日に一人で過ごす

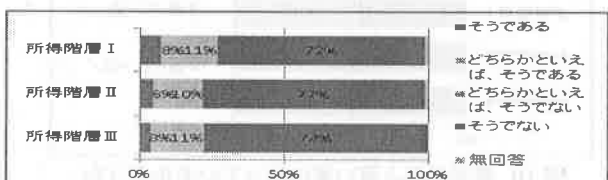


図 18. 経済状況と一人で過ごすこと（保護者）

所得階層 I では、保護者の仕事等のために夜間や休日に一人で過ごす割合が他の階層より、少し高くなっています。

2-3) 経済状況と親子が集う場・放課後の良い行き場の有無

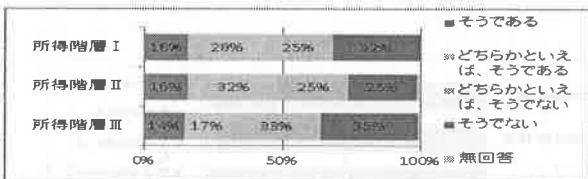


図 19. 経済状況と親子が集う居場所がない（5 歳児保護者）

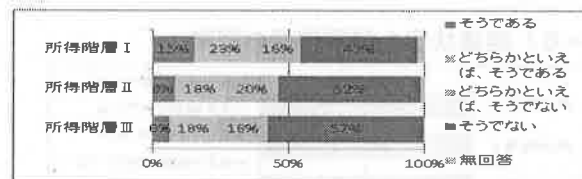


図 20. 経済状況と良い行き場所がない（児童生徒保護者）

5 歳児の保護者では、関連は見られませんでした。が、児童・生徒の保護者では、放課後に関して、所得階層 I では一人で過ごすが良い行き場所はないと答えている割合が高くなっています。

2-4) 学年別子どもの良い居場所の必要性

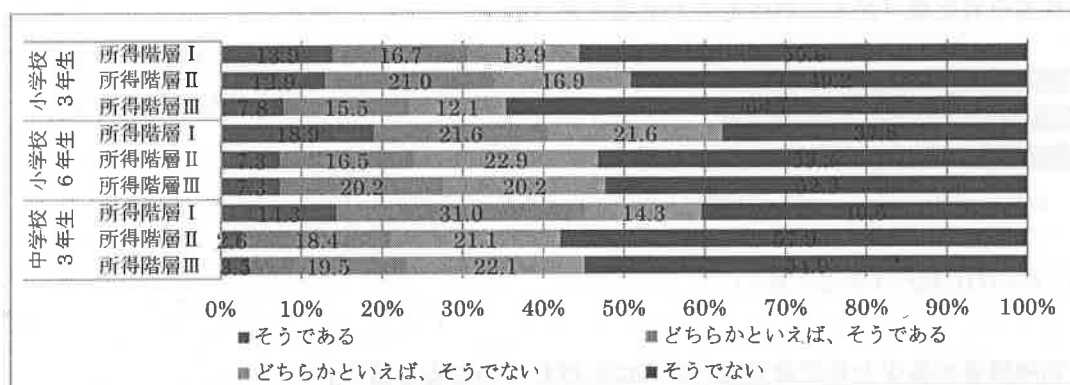


図 21. 学年別及び経済状況と放課後よい居場所がないと感じる（保護者調査 小3・小6・中3）の関連

「放課後に子どもが一人で過ごしているが、地域での良い行き場所がないと思う」という問いに対する回答では、所得階層によって、小学校3年生段階から居場所を求めていることが分かります。

2-5) 子どもの良い居場所と生活の楽しさ

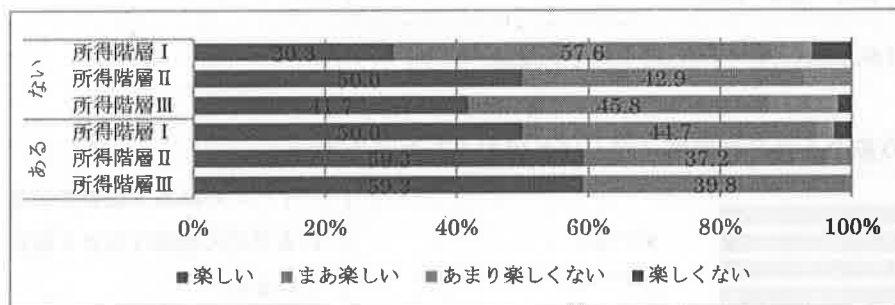
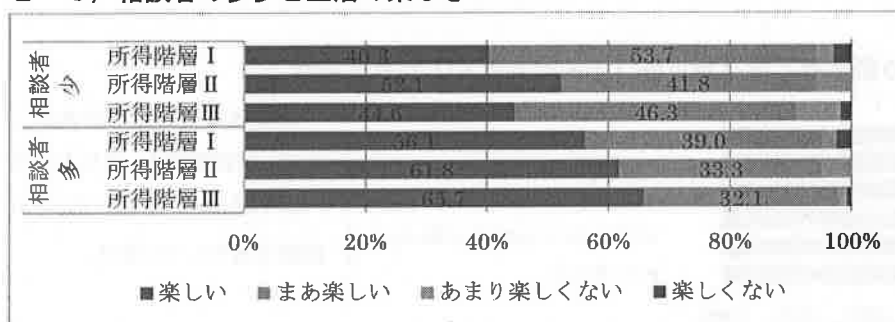


図 22. 放課後の居場所の有無及び経済状況と「毎日の生活が楽しいか」（小6・中3）の関連

全ての階層で、放課後の居場所のあることが、毎日の生活を楽しむことにつながっているようです。

2-6) 相談者の多少と生活の楽しさ

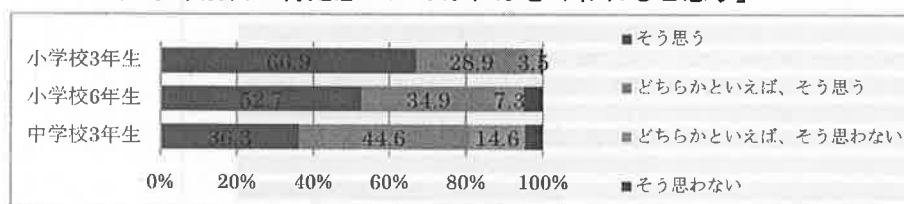


子どもが悩みを相談する相談者の平均数（2.3人）よりも少ない層と多い層に分けてみると、全ての階層で、子どもの相談できる相手の多いことが、毎日の生活を楽しむことにつながっているようです。

図 23. 子どもの相談者の多少及び経済状況と「毎日の生活が楽しいか」（小3・小6・中3）の関連

3. 自己肯定感

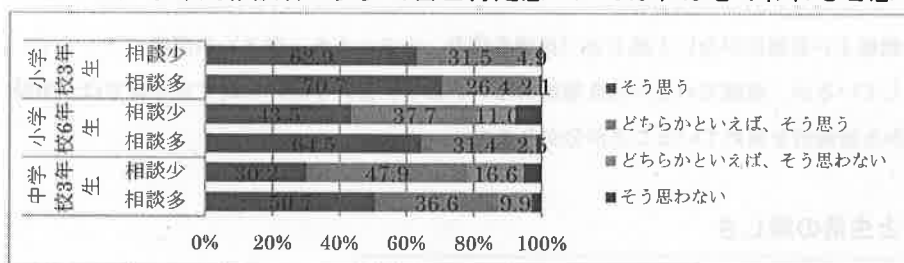
3-1) 学年別自己肯定感「がんばればむくわれると思う」



年齢が高くなるほどそう思うが低くなっています。

図 24. 年齢別「がんばればむくわれると思う」

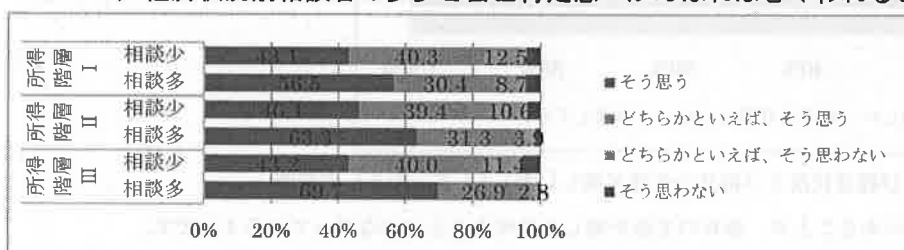
3-2) 学年別相談者の多少と自己肯定感「がんばればむくわれると思う」



相談者が多ければすべての年齢で「そう思う」とする児童生徒が増加し、とりわけ小学校6年生、中学校3年生での割合が高くなっています。

図 25. 学年別相談者の多少と「がんばればむくわれると思う」の関連

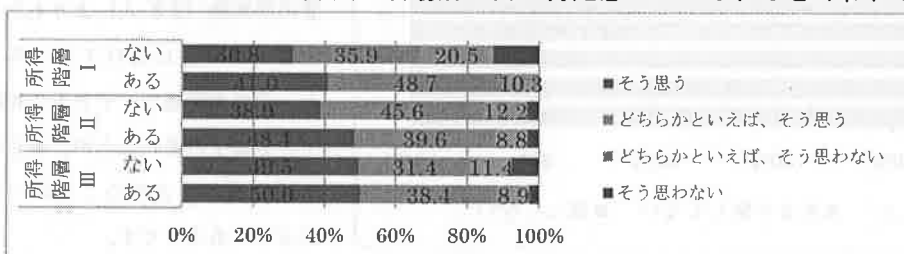
3-3) 経済状況別相談者の多少と自己肯定感「がんばればむくわれると思う」



すべての階層で相談者が多い方がその効果は大きく表れています。

図 26. 経済状況別相談者の多少と「がんばればむくわれると思う」の関連

3-4) 経済状況別放課後の居場所と自己肯定感「がんばればむくわれると思う」



放課後よい居場所があることは、所得階層Ⅰ・Ⅱにとって「がんばればむくわれる」との回答を増やしています。

図 27. 経済状況別居場所の有無と「がんばればむくわれると思う」の関連

3 子どもに関わる支援者からの聞き取り調査

(1) 調査の概要

子どもの福祉施策や支援に関わっている関係者58名に平成28年10月から11月にかけて聞き取り調査等を行いました。複合的な困難を抱えている子どもとその家族のおかれている現状や関係者が感じている課題、どのような取り組みが必要と感じているのかなどを明らかにすることを目的に実施しました。

【 聞き取り対象者・機関 】

- 生活保護ケースワーカー
- パーソナルサポートセンター相談員
- スクールソーシャルワーカー
- 児童虐待対応業務担当者
- 障がい福祉業務担当者
- 児童福祉施設
- 児童育成業務担当者・母子父子自立支援員・家庭婦人相談員
- 若者サポートステーション

【 聞き取り項目 】

- 経済的に困難な家庭の子どもの支援現場で感じていること
- 対応できていないと感じていること
- こども食堂や居場所活動においてどのような組織・運営が効果的になると感じているか
- どのような支援を行うことで、複合的な困難を軽減することができると感じているか

(2) 調査の結果

支援者からの聞き取り調査結果は、KJ法^{*1}により意味的に同じ内容を分類しました。この分析を通じて支援者の思いや意見を整理しました。整理の過程で趣旨を変えない程度に修正を行います。また、表に記載した件数と実際に聴取した件数は異なります。

表 支援者からの聞き取りによる思いや意見

健やかな成長を育む環境づくり
《妊娠前から安心して子育てができる体制・環境づくり》
・妊娠期からの子育て支援が必要
・育児相談場所の拡充を望む
・生活困窮家庭での出産と養育の支援が必要
・子どもの基本的生活習慣や学習への取り組みの習得が必要
・仕事のため子育てに時間をかけられなかったり、子どもと接する時間がなかなか取れないという現状がある
《家庭と学校・地域の連携》
・地域での子育て支援の充実が必要。複合的な困難を抱えている児童生徒への支援の充実が求められる
・保護者や子どもの孤立防止のための地域づくりが必要
・放課後児童クラブとの連携を図る
・小学校・中学校・高校の連携が必要
家庭生活の安定と自立への支援
《子育て世帯やひとり親家庭の支援》
・女性の就業率は高いが非正規雇用の割合が高く、保育所を利用してもそれに見合った収入が難しい
・親の就労支援の強化が必要
・ひとり親（中でも母親）の就労支援が重要
・生活実態は苦しいが行政のサービスを受けずに生活していると思われる家庭がある
・社会資源・サービス情報が気軽に見つけられない
《自立への支援》
・家の事情で早く就労した場合でも学び直しが可能な支援が必要
・親が一生懸命生きている姿を見せることの大切さを感じる
・相談から就労支援にスムーズにつながるシステムの構築が必要

地域で子どもを育てる環境の構築
《こども食堂や学習支援等の居場所の拡充》 ・ NPO法人、地域のボランティア、民生児童委員等が一体となって組織を形成し運営する（行政も関与） ・ 行政と関係機関が連携を取りながら相談支援（子どもとその親が必要とする支援）が行える体制が必要 ・ 子どもたちが役立ち感を感じ自主性を育めたり、ホッとでき自分を認めてもらえるような居場所を望む ・ 学校に行けない子どもの支援と居場所づくりが必要 ・ 子どもの学習支援が必要 ・ 緊急時に柔軟に対応できる態勢を希望する（夕方遅くまでの対応も可能） ・ 親と学校以外の大人との交流の機会や場が少ないと感じる
《地域と一体となった体制》 ・ 高齢者のミニデイサービス等とのコラボや地区公民館等で大人とのふれあいや食事会等を希望する ・ 地域住民のボランティアによる学習支援や生活マナー教室等を希望する ・ 民生児童委員等の声かけや気軽に相談が受けられる体制が必要 ・ 子どもの健全育成に支障をきたすような環境の排除が必要
世帯全体の継続的・包括的な支援
《世帯全体の包括的支援》 ・ 家族全員を包含した支援が提供できる体制と関係者のネットワークづくりが必要 ・ 長期に寄り添える体制が必要 ・ 妊娠期から継続した切れ目ない相談支援が重要 ・ スクールソーシャルワーカーの配置数を増やし支援体制を強化する ・ 学校支援ネットワークを活用する
《行政や関係機関等の連携とネットワークづくり》 ・ ワンストップサービス窓口（育児、健康、教育、就労、家計、将来設計等の相談が可能）の設置が必要 ・ 行政の保健・福祉・教育・雇用等が連携を図りながら相談支援を行う体制を構築する ・ 地域で子どもを守るネットワークの構築が必要

* 1 「KJ法」とは、多くの意見、アイデアをグループ化し、論理的に整序して課題解決の道筋を明らかにしていくための手法

4 子どもの成育環境調査と支援者の聞き取り調査からみえてきたこと

- 子どもにとって相談者が多い方が、「毎日の生活が楽しい。」と感じている割合が高かったり、「がんばればむくわれると思う。」と答えている割合が高くなったりしていることより、相談者が多いことは、生活の満足度や自己肯定感を高めることに影響していると考えられる。
- 放課後のよい居場所があることは、自己肯定感（がんばればむくわれると思う）を高めることにつながっている。
- 妊娠期から関わり、切れ目のない相談支援を行うことが必要。
- 子どもの居場所においては、安心が得られ自己肯定感が高まり、なおかつ多角的な居場所になることが望ましい。
- 保健・福祉・教育・雇用などの関係部署が横断的に関わる必要がある。
- 総合的な相談窓口の設置や関係機関・団体等のネットワークづくりを行い、親や子どもに寄り添いながら長期的に関われる体制が必要。

第3章 子どもの貧困対策の基本目標・考え方と施策の体系

1 基本目標

「鳥取市の未来を担う子どもが、家庭の経済状況に関わらず、自分らしく豊かで幸せな生き方をみだしていく力を育むこと」を目指して、教育や学びを保障し、健やかに育ち成長できる環境を整えます。

2 基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、次の基本的な考え方に立ち、施策・事業を推進していきます。

(1) 育ちと学びの保障

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの健やかな育ちと成長・学びを保障します。

そのため、保護者が安心して子育てが行えるよう環境を整え必要なサポートを行います。また、学校・地域と連携し子どもたちが自立する力を育むことができるよう関わっていきます。

- ① 妊娠期からの切れ目のない相談支援
- ② 安心して子育てできる環境づくりの支援
- ③ 学校と家庭・地域の連携
- ④ 家庭の教育力向上のための支援

(2) 生活基盤の安定

貧困の対策には生活基盤の安定が重要であることから、自立の援助を行い、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るための支援を行います。また、保護者の就労や困難を抱える若者の自立に向けた支援を行います。

- ① 子育て世帯への経済的支援
- ② 保護者への就労支援
- ③ 困難を抱える若者の自立に向けた支援
- ④ ひとり親家庭への支援

(3) 地域社会とのつながりと居場所づくり

地域と連携し、こども食堂や学習支援等を包含した居場所を拡充し、子どもの自立する力を高めるよう支援を行います。また、地域社会とつながり、地域で子どもを育てる環境を構築していきます。

- ① こども食堂や学習支援等を包含した多元的居場所の拡充
- ② 地域で子どもを守り育てる環境づくり

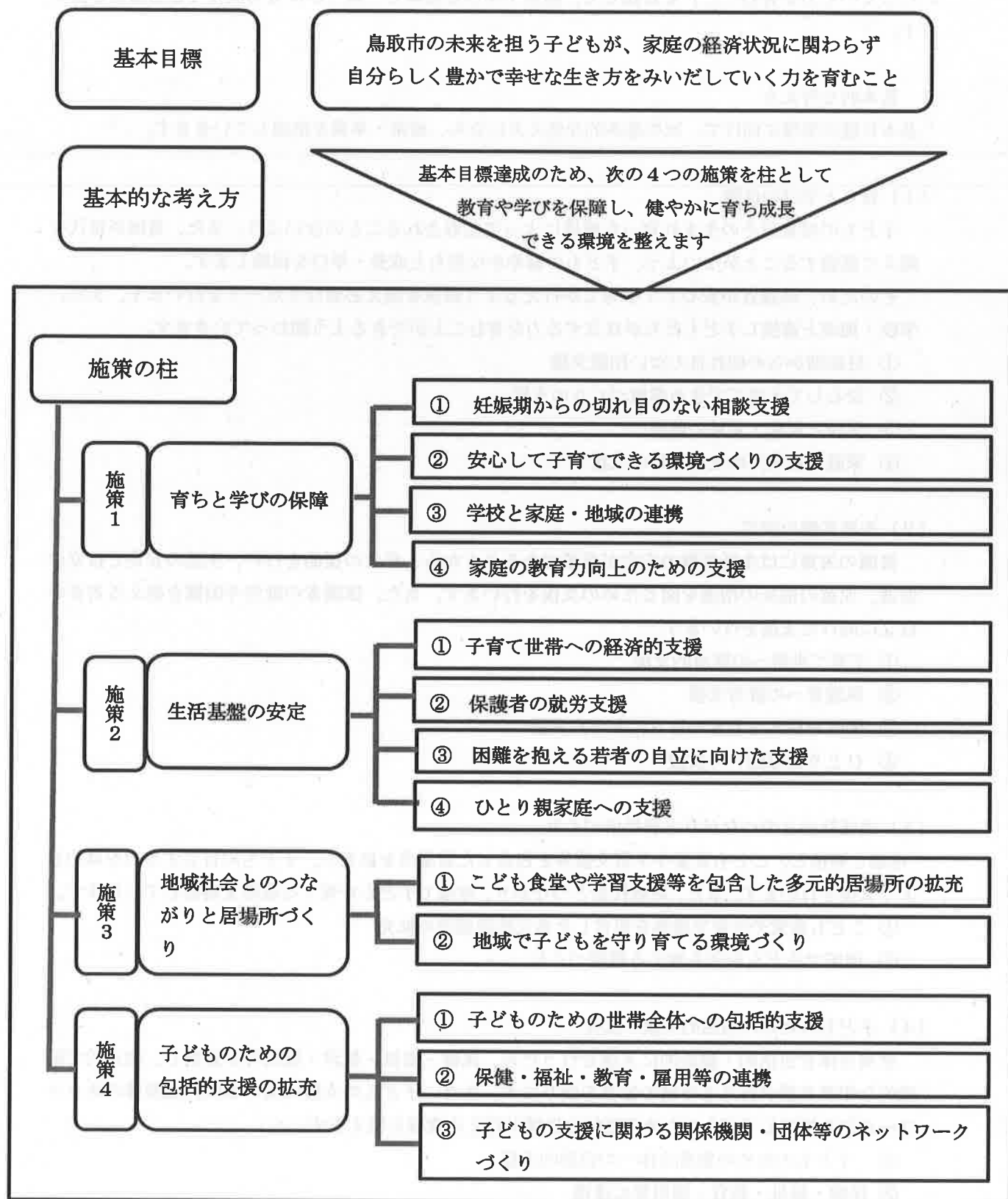
(4) 子どものための包括的支援の拡充

世帯全体を包括的・継続的に支援を行うため、保健・福祉・教育・雇用等が連携し、総合的で継続的な相談支援が行える体制の拡充を図ります。また、子どもの支援に関わる関係機関等のネットワーク化を推進し子どものため包括的な支援が行える環境を整えます。

- ① 子どものための世帯全体への包括的支援
- ② 保健・福祉・教育・雇用等の連携
- ③ 子どもの支援に関わる関係機関・団体等とのネットワークづくり

3. 体系図

体 系 図



第4章 子どもの貧困対策に関する取組

施策1【育ちと学びの保障】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、妊娠期から関わり、子どもの健やかな育ちと成長・学びを保障します。

そのため、保護者が安心して子育てが行えるよう環境を整え必要なサポートを行います。また、学校と家庭・地域が連携し子どもたちが自立する力を育むことができるよう関わっていきます。

施策名	事業概要	対 象	担 当
① 妊娠期からの切れ目のない相談支援			
妊婦健診	妊娠中の異常の早期発見や疾病予防のために、定期的な妊婦健康診査の費用を助成。母子手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を妊娠全期を通して14枚、多胎妊娠妊婦には5枚分を追加で交付。	妊婦	中央保健センター
乳児全戸訪問事業	「こんにちは赤ちゃん事業」として、保健師・母子保健推進員が産婦及び生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子どもの健やかな成長を促し、安心して育児が行えるよう支援する。	4か月までの乳児	中央保健センター
母子栄養強化事業	生活保護世帯や住民税非課税世帯の妊産婦及び、栄養強化を必要とする乳児に対して栄養食品（妊産婦は牛乳1本/日、乳児は粉ミルク1缶/人/月）を支給し、妊産婦及び乳児の健康を保持する。	対象妊産婦と乳児	中央保健センター
新生児聴覚検査費の助成	聞こえの障がいを早期に発見するため、より多くの新生児が聴覚検査を受けられるよう、初回検査費用を助成する。	新生児	中央保健センター
乳幼児健診	3～4か月児、9～10か月児は医療機関での個別健診、6か月児・1歳6か月児・3歳児は集団での健康診査を行い、乳幼児の心身の健やかな成長を図る。	乳幼児	中央保健センター

施策名	事業概要	対 象	担当
定期予防接種、任意予防接種費用の助成	○定期予防接種 乳幼児等を対象に、予防接種法に基づく13疾患の予防接種を実施する。 ○任意予防接種費用の助成 満6か月から就学前の乳幼児及び65歳未満の重度の心身障がい者を有する者に、インフルエンザ予防接種費用の助成を行う。 ○風しん 風しん抗体価の低い満19歳以上50歳未満の女性及び妊婦の夫を対象に風しん予防接種費用の全額助成を行う。	対象妊婦と対象の子ども	中央保健センター
ブックスタート事業	絵本を手がかりに親子のこころがふれあうきっかけづくりとなるよう、6か月児健診時に絵本の読み聞かせを行っている。また、未受診の家庭へも訪問し、絵本を手渡している。	対象乳児	中央保健センター
2歳児歯科健診とむし歯予防教室	乳歯がほぼ生えそろう始める2歳児に、歯科健診・歯科保健指導・むし歯予防教室を行い口腔の健康の保持増進を図る。	1歳6か月～3歳	保健センター
ふれあい学級	発達が気になりな子どもや育てにくさを感じる保護者を対象に、親子遊びを行ったり、保護者同士の交流を図ることで子どもの健やかな発達を促す。	1歳6か月～4歳までの幼児	中央保健センター
妊産婦、乳幼児への切れ目のない相談支援	妊娠届の際に全ての妊婦に対して相談を行い、ニーズに応じた産前産後のサポートや乳児家庭全戸訪問、産後サロン等を行い、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を行う。	妊産婦 乳幼児	福祉部 健康こども部
子育て相談・支援を必要とする子どもとその家族への相談支援	育児不安を持つ母親等に相談の場を設けたり、産後サロン等の親どうしが悩みを共有できる場を提供し、母子の愛着形成を促し、安心して子育てが行えるよう支援を行う。	子育て期の子ども	福祉部 健康こども部 教育委員会
スクールソーシャルワーカーによる支援	不登校や不適応などの問題が起きた児童・生徒への対応や学校内のチーム体制の構築や支援を行う。また、児童・生徒の状況を把握し、学校と家庭が福祉施設とスムーズな連携が図れるよう援助を行う。	6歳～18歳	教育委員会

施策名	事業概要	対 象	担当
② 安心して子育てできる環境づくりの支援			
幼児教育・保育	幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所等において幼児教育や保育を行う。	乳幼児	こども家庭課
多様な保育サービスの提供	多様化する保育需要に対応できるよう、保護者の就業形態や児童の状況に応じて、時間外保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など提供する。	乳幼児	こども家庭課
地域の子育て支援センター等での子育て相談	未就園児がいる家庭への支援の場として、保育園等に支援センターを設置し、地域の子育て家庭に対する育児相談などの支援を行う。	子育て期の子ども	こども家庭課
【再掲】 妊産婦、乳幼児への切れ目のない相談支援	妊娠届の際に全ての妊婦に対して相談を行い、ニーズに応じた産前産後のサポートや乳児家庭全戸訪問、産後サロン等を行い、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない相談支援を行う。	妊産婦 乳幼児	福祉部 健康こども部
【再掲】 子育て相談・支援を必要とする子どもとその家族への相談支援	育児不安を持つ母親等に相談の場を設けたり、産後サロン等の親どうしが悩みを共有できる場を提供し母子の愛着形成を促し、安心して子育てが行えるよう支援を行う。	子育て期の子ども	福祉部 健康こども部 教育委員会
社会的養護が必要な子どもとその家族への相談支援	社会的な養護が必要な児童に対し、自己肯定感、信頼感を育むための家庭的養護を推進するとともに、退所後の社会的自立を支えるために関係機関との連携を行う。	子ども	福祉部 健康こども部 教育委員会
就学支援制度	就学に必要な学用品費、給食費、通学費等の一部を援助する。	要保護・準要保護世帯	学校保健給食課
特別支援学級教育奨励制度	就学に必要な学用品費、給食費、通学費等の一部を援助する。	特別支援学級へ就学している世帯	学校保健給食課
教育福祉振興基金奨励事業	市内に居住する中学生の優秀な生徒で、経済的に恵まれない者に対し補助金を交付し、就学奨励を図る。	要保護・準要保護世帯	学校保健給食課

施策名	事業概要	対 象	担当
③ 学校と家庭・地域の連携			
保育園・幼稚園・小学校連携	幼児期から学童期への段差をスムーズにするための連携。	幼児と学童	健康こども部 教育委員会
基礎学力定着支援事業	学校と基礎学力定着支援者が連携のもと授業後下校までの時間及び長期休業を利用して、基礎学力の定着を図ることや学習支援ソフトを活用して学習意欲の向上や学習の定着を図る。	小学１年生～小学６年生	学校教育課
放課後児童クラブ	保護者の就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学生に、家庭・地域等と連携の下、発達段階に応じた児童の健全な育成を図る。	小学１年生～小学６年生	学校教育課
【再掲】 スクールソーシャルワーカーによる支援	不登校や不適応などの児童・生徒への対応や学校内のチーム体制の構築や支援を行う。また、児童・生徒の状況を把握し、学校と家庭が福祉施設とスムーズな連携が図れるよう援助を行う。	６歳～１８歳	学校教育課
児童養護施設を退所した子どもとその保護者への支援	児童養護施設等退所後の社会的自立を支えるために関係機関との連携を進め、子どもとその保護者へ必要な相談支援を実施。	子ども	福祉部 健康こども部 教育委員会
地域と学校の協働活動の推進	地区公民館において「子どもと大人のふれあい事業」「特色ある公民館活動事業」等、週末の学習支援、体験活動機会の提供等を行う。	児童生徒 保護者	生涯学習・スポーツ課 地区公民館
体験活動の推進	様々な体験活動を通し子どもに達成感を味わせ、未来に向けてたくましく生き抜く力を育成する。	児童生徒 保護者	生涯学習・スポーツ課
④ 家庭の教育力向上のための支援			
子育て親育ち講座の実施	就学前の子を持つ保護者を対象に、基本的な生活習慣に関する講演による学習機会を提供し、家庭の教育力を高める。	就学前の子を持つ保護者	生涯学習・スポーツ課 家庭教育支援チーム
とっとり子育て親育ちプログラムの推進	子どもを持つ全ての保護者を対象とした参加型の学習プログラムにより、家庭教育に学び合い、親同士のつながりづくりを進める。	保護者	生涯学習・スポーツ課 家庭教育支援チーム

施策2【生活基盤の安定】

貧困の対策には生活基盤の安定が重要であることから、自立の援助を行い、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため支援を行います。また、保護者の就労や困難を抱える若者の自立支援を行います。

施策名	事業概要	対 象	担当
① 子育て世帯への経済的支援			
児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当を支給する。	ひとり親又は、親に高度障がいのある18歳以下の児童を養育している者（所得制限あり）	こども家庭課
生活保護制度による生活支援	最後のセーフティネットである生活保護制度が必要な世帯については、調査の上、個々の実情に応じて生活・住宅・教育扶助等を行う。	生活保護受給者	生活福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	生活の安定をはかるため、修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、医療介護資金、住宅資金など貸付を行う。	ひとり親家庭・寡婦家庭	こども家庭課
ひとり親家庭小中学校入学支度金	ひとり親家庭が養育している児童が小学校や中学校に入学する場合、入学支度金を支給する。	対象年齢児童のいるひとり親家庭	こども家庭課
高等職業訓練促進給付金	看護師等の自立に効果的な資格を取得するために養成機関で修業する場合に、給付金を支給する。	ひとり親家庭	こども家庭課
自立支援教育訓練給付金	仕事に就くために必要な技能や資格を取得する時に給付金を支給する。	ひとり親家庭	こども家庭課
生活困窮者自立支援	生活困窮状況からの早期の自立を支援するため、包括的かつ伴走的な相談支援や居住確保支援等を行うとともに、就労、金銭等に関する課題については、確実に関係機関との連携を図る。	生活保護に至る前の生活困窮者	パーソナルサポートセンター
【再掲】 就学支援制度	就学に必要な学用品費、給食費、通学費等の一部を援助する。	要保護・準要保護世帯	学校保健給食課

施策名	事業概要	対 象	担当
【再掲】 特別支援学級教育奨励制度	就学に必要な学用品費、給食費、通学費等の一部を援助する。	特別支援学級へ就学している世帯	学校保健給食課
【再掲】 教育福祉振興基金奨励事業	市内に居住する中学生の優秀な生徒で、経済的に恵まれない者に対し補助金を交付し、就学奨励を図る。	要保護・準要保護世帯	学校保健給食課
② 保護者への就労支援			
鳥取市無料職業紹介所	専任のアドバイザー等が、ハローワークなどの各種就労支援機関や庁内関係各課と連携しながら、求職者への就労に関する情報提供や相談業務、就職のマッチングを行う。	求職者	経済・雇用戦略課
生活困窮者等への相談支援	生活困窮者等に対して、包括的・個別的・継続的な支援を行う。	生活困窮者	パーソナルサポートセンター
就労支援（就労支援相談員による支援、ハローワークとの一体的支援、就労準備支援事業）	就労支援相談員による支援、ハローワークと福祉事務所によるチーム支援、民間団体への委託による就労準備段階での支援（就労ボランティア事業・中間的就労支援事業）等、伴走型できめの細かい就労支援を行う。	生活保護受給者	生活福祉課
就労支援（技能・資格取得経費と就職支度金支給）	生計の維持に役立つ職業に就くために必要な技能や資格を取得する経費や、就職の確定した場合の就職支度金を支給する。	生活保護受給者	生活福祉課
母子父子自立支援員相談事業	貸付相談、生活費・就労・住宅等の相談支援等を行う。	ひとり親	こども家庭課
【再掲】 放課後児童クラブ	保護者の就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学生に、家庭・地域等と連携の下、発達段階に応じた児童の健全な育成を図る。	小学1年生～小学6年生	学校教育課
③ 困難を抱える若者の自立に向けた支援			
【再掲】 児童養護施設を退所した子どもとその保護者への支援	社会的な養護が必要な子どもに対し、自己肯定感、信頼感を育むための家庭的養護を推進するとともに、退所後の社会的自立を支えるために関係機関との連携を行う。	子ども	福祉部 健康こども部 教育委員会

施策名	事業概要	対 象	担当
若者サポートステーションとの連携	若者が職業的自立ができるよう「若者サポートステーション」と連携し、相談支援を行う。	中学卒業後の子ども	福祉部 健康こども部 経済観光部 教育委員会
【再掲】 生活困窮者等への相談支援	生活困窮者等に対して、包括的・個別的・継続的な支援を行う。	生活困窮者	パーソナルサポートセンター
青少年相談活動	少年少女の学校不適応、交友関係、進路などの悩み等の相談に応じる。	児童および保護者	生涯学習・スポーツ課 鳥取市少年愛護センター
④ ひとり親家庭への支援			
【再掲】 児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当を支給する	ひとり親又は、親に高度障がいのある18歳以下の児童を養育している者（所得制限あり）	こども家庭課
【再掲】 母子父子寡婦福祉資金貸付制度	生活の安定をはかるため、修学資金、就学支度資金、修業資金、技能習得資金、医療介護資金、住宅資金など貸付を行う。	ひとり親家庭・寡婦家庭	こども家庭課
【再掲】 母子父子自立支援員相談事業	貸付相談、生活費・就労・住宅等の相談支援等を行う。	ひとり親	こども家庭課
【再掲】 ひとり親家庭小中学校入学支度金	ひとり親家庭が養育している児童が小学校や中学校に入学する場合、入学支度金を支給する。	対象年齢児童のいるひとり親家庭	こども家庭課
【再掲】 高等職業訓練促進給付金	看護師等の自立に効果的な資格を取得するために養成機関で修業する場合に、給付金を支給する。	ひとり親家庭	こども家庭課
【再掲】 自立支援教育訓練給付金	仕事に就くために必要な技能や資格を取得する時に給付金を支給する。	ひとり親家庭・寡婦家庭	こども家庭課

施策名	事業概要	対 象	担当
日常生活支援事業	母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父が、技能取得のための通学をするなど、自立促進のために必要な事由や、冠婚葬祭や残業などの社会的事由及び疾病などにより、一時的に家事援助、介護、保育などのサービスが必要な世帯に、有料（生活保護受給者などは無料）で家庭生活支援員を派遣する。	ひとり親家庭・寡婦家庭	こども家庭課
ひとり親家庭学習支援事業	経済的な理由から学業や進学環境が十分に用意されていない、ひとり親家庭の子ども生活・学習支援を行う。	ひとり親家庭の子ども	こども家庭課
高等学校卒業程度認定試験支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親とひとり親家庭の子の学び直しを支援するため、高等学校卒業程度認定試験講座を受講した場合の経費を助成する。	ひとり親家庭の親または子ども	こども家庭課

施策3【地域社会とのつながりと居場所づくり】

地域と連携し、こども食堂や学習支援等を包含した居場所を拡充し、子どもの自立する力を高めるよう支援を行います。また、地域社会とつながり、地域で子どもを育てる環境を構築していきます。

施策名	事業概要	対 象	担当
① こども食堂や学習支援等を包含した多角的居場所の拡充			
【再掲】 放課後児童クラブ	保護者の就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学生に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた児童の健全育成を図る。	小学1年生 ～小学6年生	学校教育課
放課後こども教室	地域が主体となって放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保し、勉強やスポーツ・文化活動等を行う。	希望する小学生	学校教育課
基礎学力定着支援事業	学校と基礎学力定着支援者が連携のもと、授業後下校までの時間及び長期休業を利用して基礎学力の定着を図ることや、学習支援ソフトを活用して学習意欲の向上や学習の定着を図る。	小学1年生 ～小学6年生	学校教育課
寄り添い型学習・相談支援事業	生活困窮や社会的弱者世帯の児童生徒及び保護者に対して、個々に応じた学習支援と、学習支援を通じた相談支援を行い、社会的居場所の提供と世帯全体の支援を行う。	生活困窮や社会的困難を抱えた世帯の子どもと保護者	人権推進課 中央人権福祉センター
【再掲】 ひとり親家庭学習支援事業	経済的な理由から学業や進学環境が十分に用意されていない、ひとり親家庭の子どもたちの生活・学習支援を行う。	ひとり親家庭の子ども	こども家庭課
学習支援	経済的な理由から学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯の子どもに対し、学力及び学習意欲の向上、日常生活習慣の形成や社会性の育成を図るため、学習支援や進路相談を行う。	生活保護世帯の小学生・中学生	生活福祉課
こども食堂	子どもが安心できる社会的居場所として「こども食堂」の拡充を図る。この際、地域の様々な社会資源を活用する。あわせて子どものための世帯支援を行う。	児童生徒 保護者	人権推進課・中央人権福祉センター
【再掲】 地域と学校の協働活動の推進	地区公民館において「子どもと大人のふれあい事業」「特色ある公民館活動事業」等、週末の学習支援、体験活動機会の提供等を行う。	児童生徒 保護者	生涯学習・スポーツ課 地区公民館

施策名	事業概要	対 象	担 当
② 地域で子どもを守り育てる環境づくり			
街頭補導活動	少年愛護センターと補導員による街頭巡回活動による青少年への声掛け等による見守り活動を行う。	児童生徒	生涯学習・スポーツ課 鳥取市少年愛護センター
青少年健全育成事業	青少年の健全育成のため、各地域で組織する育成団体や、市内の青少年育成団体により、日々の見守りや体験活動機会の提供等を行う。	児童生徒 保護者	生涯学習・スポーツ課 青少年育成 鳥取市民会議
【再掲】 こども食堂	子どもが安心できる社会的居場所として「こども食堂」の拡充を図る。この際、地域の様々な社会資源を活用しながら、子どものための世帯支援を行う。	子どもと保護者	人権推進課・中央人権福祉センター
【再掲】 放課後こども教室	地域が主体となって放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点を確保し、勉強やスポーツ・文化活動等を行う。	希望する小学生	学校教育課
【再掲】地域と学校の協働活動の推進	地区公民館において「子どもと大人のふれあい事業」「特色ある公民館活動事業」等、週末の学習支援、体験活動機会の提供等を行う。	児童生徒 保護者	生涯学習・スポーツ課 地区公民館
子どもの貧困対策地域協議会（仮称）の設置運営	生活困窮状態にあり支援が必要な子どもを守る地域ネットワークを設置し、支援対策を推進する。	支援が必要な子どもと保護者	健康こども部
「地域食堂」ネットワークづくり	こども食堂をはじめとした様々な地域食堂をネットワーク化し相互補完的に展開する。さらに、これらの活動を担う人材育成や民間団体の設立、運営の支援を行う。	子どもと保護者	人権推進課・中央人権福祉センター
フードバンク事業の開設	こども食堂等で利用する食材等の確保と安定的供給を行うための仕組みづくりを行う。	こども食堂等事業者と食材等供給者	人権推進課・中央人権福祉センター、こども家庭課

施策4【子どものための包括的支援の拡充】

世帯全体を包括的・継続的に支援を行うため、保健・福祉・教育・雇用等が連携し、総合的で継続的な相談支援が行える体制の拡充を図ります。また、子どもの支援に関わる関係機関等のネットワーク化を推進し子どものため包括的な支援が行える環境を整えます。

施策名	事業概要	対 象	担当
① 子どものための世帯全体への包括的支援			
子育て世代包括支援センターの機能充実	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うためよりきめ細やかに支援していく。	妊婦と子ども	福祉部 健康子ども部 教育委員会
生活困窮者自立支援	生活困窮状況からの早期の自立を支援するため、包括的かつ伴走的な相談支援や居住確保支援等を行うとともに、就労、金銭等に関する課題については、確実に関係機関との連携を図る。	生活保護に至る前の生活困窮者	パーソナルサポートセンター
要保護児童対策地域協議会の運営	保護や支援が必要な子どもの早期発見・適切な対応を行うため、関係機関と連携し、子どもを守る地域ネットワークの充実を図る。	妊産婦から18歳未満の子ども	こども発達・家庭支援センター
② 保健・福祉・教育・雇用等の連携			
【再掲】 児童養護施設を退所した子どもとその保護者への支援	児童養護施設等退所後の社会的自立を支えるために関係機関との連携を進め、子どもとその保護者へ必要な相談支援を実施。	18歳未満の子ども	福祉部 健康子ども部 教育委員会
【再掲】 若者サポートステーションとの連携	若者サポートステーションと連携し支援を行う。	中学卒業後の子ども	福祉部 健康子ども部 経済観光部 教育委員会
【再掲】 「地域食堂」ネットワークづくり	こども食堂をはじめとした様々な地域食堂をネットワーク化し相互補完的に展開する。さらに、これらの活動を担う人材育成や民間団体の設立、運営の支援を行う。	子どもと保護者	人権推進課・中央人権福祉センター
【再掲】 フードバンク事業の開設	こども食堂等で利用する食材等の確保と安定的供給を行うための仕組みづくりを行う。	こども食堂等事業者と食材等供給者	人権推進課・中央人権福祉センター、こども家庭課

施策名	事業概要	対 象	担当
【再掲】 青少年相談活動	少年少女の学校不適応、交友関係、進路などの悩み等の相談に応じる。	児童および保護者	生涯学習・スポーツ課 鳥取市少年愛護センター
【再掲】 子育て親育ち講座の実施	就学前の子を持つ保護者を対象に、基本的な生活習慣に関する講演による学習機会を提供し、家庭の教育力を高める。	就学前の子を持つ保護者	生涯学習・スポーツ課 家庭教育支援チーム
【再掲】 とっとり子育て親育ちプログラムの推進	子どもを持つ全ての保護者を対象とした参加型の学習プログラムにより、家庭教育に学び合い、親同士のつながりづくりを進める。	保護者	生涯学習・スポーツ課 家庭教育支援チーム
③ 子どもの支援に関わる関係機関・団体等とのネットワークづくり			
【再掲】 子どもの貧困対策地域協議会（仮称）の設置運営	生活困窮状態にあり支援が必要な子どもを守る地域ネットワークを設置し、支援対策を推進する。	支援が必要な子どもと保護者	健康こども部
【再掲】 「地域食堂」ネットワークづくり	こども食堂をはじめとした様々な地域食堂をネットワーク化し相互補完的に展開する。さらに、これらの活動を担う人材育成や民間団体の設立、運営の支援を行う。	子どもと保護者	人権推進課・中央人権福祉センター
【再掲】 フードバンク事業の開設	こども食堂等で利用する食材等の確保と安定的供給を行うための仕組みづくりを行う。	こども食堂等事業者と食材等供給者	人権推進課・中央人権福祉センター、こども家庭課

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 計画の推進にあたっての連携体制、推進体制

- 福祉部、健康こども部、人権政策監、経済観光部、教育委員会等の庁内の連絡会議において、PDCAサイクルを取り入れ進行管理を行います。
- 庁内に専門のコーディネーターを配置し、関係機関等の連携を図りながら、子どもの貧困対策を推進していきます。
- 総合的な相談窓口を設置します。

(2) 支援に関わる人々の人材育成と地域ネットワークの構築

- 複合的な困難を抱える子どもと家庭を、暮らしの中で気づき、寄り添い、見守る人、また、相談を受け止めたり支援につなげたりする人、専門的な支援を担う人など、教育や保育の場、地域、専門機関・行政機関など多くの人が協力し、役割分担をしながら支える必要があるため、研修等を行いスキルを高める取り組みを行います。
- 地域において支援に関わる関係機関のネットワーク「子どもの貧困対策地域協議会（仮称）」の設置・運営に向けた取り組みを行います。
- 「こども食堂」をはじめ、家庭でも学校でもない「居場所」において、子どもを含む世帯が抱える課題を把握し、世帯全体の支援を行う相談支援体制の強化を図っていきます。

(3) 子どもの貧困に関するデータ収集や調査の実施

- 本計画の策定にあたり、子どもの貧困に関する事業データを改めて整理するとともに、子どもの成育環境に関する調査や支援者への聞き取り調査を行いました。計画を推進するにあたり、本市の状況の変化や取り組みの成果等を把握するため、必要なデータの収集を行います。

2 計画の達成

子どもの貧困対策の推進を図っていく上で、目標値を設定し、計画の推進状況を把握する手立ての一つとします。

目 標 項 目	直近の現状値	目標値 (平成33年度)
妊娠届出者に対する面接を行った割合	97.1% (平成27年度)	100%
スクールソーシャルワーカーの 配置人数	5人 (平成27年度)	10人
「将来の夢や目標を持っている」と答える 子どもの割合*1	小学6年生 84.3% 中学3年生 70.5% (平成28年度)	小学6年生 86.0% 中学3年生 72.0%
不登校児童生徒の出現率	小学校 0.6% 中学校 3.6% (平成27年度)	小学校 0.3% 中学校 2.5%
こども食堂の設置箇所数	4箇所 (平成28年度)	17箇所 〔中学校数と同数〕
生活保護世帯の子どもの高校進学率	94% (平成27年度)	95%
生活保護世帯の子どもの高校卒業後の 進路決定率*2	83% (平成27年度)	88%

*1 出典は、文部科学省「全国学力・学習状況調査」

*2 進路決定率とは、高校卒業時点で就職・進学等の進路が決定している割合

鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、鳥取市における子どもの貧困対策を総合的かつ一体的な連携のもと推進する計画（以下「推進計画」という。）を策定し、効果的な運用を行うため、鳥取市子どもの貧困対策推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 鳥取市における子どもの貧困の実態把握・分析に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に係る資源量の把握及び施策の検討に関すること。
- (3) 推進計画の作成に関すること。
- (4) 鳥取市子どもの貧困対策に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、次に掲げる機関等の者をもって組織する。

- (1) 鳥取市人権政策監 人権推進課、中央人権福祉センター
- (2) 鳥取市福祉保健部 生活福祉課、パーソナルサポートセンター
- (3) 鳥取市健康・子育て推進局 児童家庭課、中央保健センター、こども発達・家庭支援センター
- (4) 鳥取市経済観光部 経済・雇用戦略課
- (5) 鳥取市教育委員会 学校教育課、学校保健給食課
- (6) その他目的達成のために必要と認める者

(会議)

第4条 連絡会の会議は、庶務を担当する課の長が召集し、議事を進行するものとする。

2 連絡会は、運営上必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、健康・子育て推進局内の課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会で定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

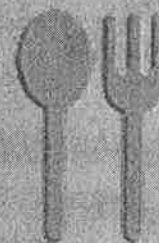
(会館 3 F)

児童家庭課（H29.4月～こども家庭課）



こども食堂

こども食堂



ひとりで食べるよりも

みんなで食べたほうがおいしい。

話し相手がいると なんだか楽しい。

「こども食堂」は、

こどもがほっとできる居場所です。

ありのままの自分を迎えてくれる人や

信頼できる人に出会ったとき

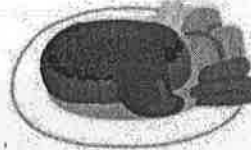
子どもの人生は変わっていきます。

★とっとりこども食堂

開催日 毎週火曜日 17:30~20:30
11月は、7日、14日、21日、28日です
会場 鳥取市人権交流プラザ(幸町151)
実施主体 こども・らぼ
連絡先 鳥取市中央人権福祉センター
電話 0857-24-8241
学習支援 あり
対象 小学生、中学生、高校生
参加費 子ども:無料
大人 :200円

★すなばこども食堂 (チラシはこちら)

開催日 毎月第2・4木曜日17:00～20:00
 11月は、7日、30日(第5)です
 会場 すなはち珈琲実業店(倉敷町西3丁目27-1)
 実施主体 NPO法人あゆみ(すなはち珈琲)
 連絡先 すなはち珈琲本部
 電話 0857-31-0022
 学習支援 あり
 対象 小学生、中学生
 参加費 子ども:無料
 大人 :200円



★きりんこども食堂 (チラシはこちら)

開催日 毎月第1・3水曜日17:30～20:00
 11月は、1日、15日です
 会場 岩倉地区公民館(立川町6丁目174)
 実施主体 きりんのまち愛プロジェクト
 連絡先 麒麟cafe
 中央人権福祉センター
 電話 0857-24-8241
 学習支援 あり
 対象 小学生、中学生、高校生
 参加費 子ども:無料
 大人 :200円



★くるみ食堂 (チラシはこちら)

開催日 毎月第4木曜日17:00～20:00
 11月は、23日(祝日)です
 会場 産後ケア やわらかい風(鳥取市西品治805)
 実施主体 産後ケア やわらかい風
 連絡先 産後ケア やわらかい風
 電話 050-3630-4138
 学習支援 なし
 対象 乳幼児、小学生、中学生、高校生
 参加費 子ども:無料
 大人 :500円



★未完(みかん)食堂 (チラシはこちら)

開催日 毎月第2水曜日17:00～20:00
 11月は、8日です
 会場 産後ケア やわらかい風(鳥取市西品治805)
 実施主体 産後ケア やわらかい風
 連絡先 産後ケア やわらかい風
 電話 050-3630-4138
 学習支援 あり
 対象 小学生、中学生、高校生
 参加費 子ども:無料
 大人 :500円

★寺子屋みらい

開催日 毎週水曜・土曜日 18:00~20:00
 会場 みらい鳥取(湖山町西1丁目218)
 実施主体 NPO法人ワーカーズコープ
 連絡先 みらい鳥取
 電話 0857-30-6172
 学習支援 あり
 対象 小学校高学年、中学生
 参加費 子ども:100円
 大人 :200円

★みんなの居場所「ぽっと」(チラシはこちら)

開催日 月曜日から土曜日 18:30~20:00
 会場 みんなの居場所「ぽっと」(湖山町北1丁目664)
 実施主体 みんなの居場所「ぽっと」
 連絡先 みんなの居場所「ぽっと」
 電話 090-4141-3088
 学習支援 あり(土曜日)
 対象 小学生、中学生、高校生
 参加費 小学生:300円、中学生:400円
 高校生:400円、大人 :500円
 (減額あり。相談に応じます。)

★江山こども食堂

開催日 毎月第4水曜日 17:00~19:00
 11月は、22日です
 会場 江山人権福祉センター(下味野1058-3)
 実施主体 江山こども食堂運営委員会
 連絡先 江山人権福祉センター
 電話 0857-53-1542
 学習支援 あり
 対象 中学生
 参加費 こども:無料

★パレット・こども食堂

開催日 毎週火・木曜日 17:30~20:30
 11月は、2日、7日、9日、14日、16日、28日、30日
 (21日、23日は行いません)
 会場 パレットとっとり市民交流ホール(弥生町323-1)
 実施主体 パーソンサポートとっとり、NPO法人あゆみ(すなはち珈琲)
 連絡先 鳥取市中央人権福祉センター
 電話 0857-24-8241
 学習支援 あり
 対象 高校生:火曜日
 小学生、中学生:木曜日
 参加費 子ども:無料
 大人 :200円

* 出前講座(こども食堂の説明会)をご希望の方は、中央
人権福祉センター TEL 0857-24-8241 までお問い合わせ
ください。

質問:このページの内容は参考になりましたか?

☐ 参考になった ☐ 参考にならなかった ☐ どちらとも言えない

質問:このページの内容はわかりやすかったですか?

☐ わかりやすかった ☐ わかりにくかった ☐ ふつう

質問:このページは見つけやすかったですか?

☐ 見つけやすかった ☐ 見つけにくかった ☐ どちらともいえない

質問:このページはどのようにしてたどり着きましたか?

☐ トップページから順に ☐ サイト内検索 ☐ その他検索サイトやSNSなどから

送信する

—お問い合わせ—
人権政策監 人権推進課

☎0857-20-3224

☎0857-20-3052

✉jinken@city.tottori.lg.jp

総閲覧数 888888

庁舎

連絡先一覧

事務分掌

組織で探す

サイトマップ

サイトについて

鳥取市役所(法人番号9000020312011)

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地

TEL:0857-22-8111(代表)FAX:0857-20-3040 各課(室)へのお問い合わせはこちらから

[プライバシーポリシー](#)



のんびりカフェ 12月5日(火)

月1回のんびりカフェ
を開きます。
お茶を飲んで、おしゃ
べりして、楽しい時間
を過ごしませんか？

とき

毎月第1火曜日
11時～14時

ところ

地域交流ハウスなでしこ

皆さんのお越
しをお待ちし
ています。

昼食を用意しています。

食べられる方は、連絡をお願いします。
昼食を食べられる方は昼食代として500円いただきます。

予約はいりません。時間内での出入りは自由です。

オレインジカフェってなあに？

認知症に関心のある方や、介護をされているご家族
の方、福祉の専門職などが気軽に集まれて、お茶を飲
みながら話がでる場所です。
困ったことがあれば、相談も出来ます。
毎回お楽しみメニューも予定しています。



お問い合わせ

〒689-1211
鳥取県鳥取市用瀬町別府96-2
鳥取南地域包括支援センター
田中

Tel(0858)76-2351 Fax(0858)76-2352

〒689-1221
鳥取県鳥取市用瀬町古用瀬473
小規模多機能型居宅介護事業所 なでしこ
竹本・葉狩
Tel(0858)87-3000 Fax(0858)87-3110



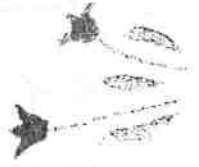
用瀬小
文

町運動公園
丸

多目的グラウンド

運動公園野球
用瀬発着所

運動公園
カヌー・水辺公園



たまりばカフェよっといで！！事業＜ご案内＞

＜イベントの日＞月1回開催：第2火曜日

第2火曜日の前日が祝日の場合は第3火曜日に変更

時間 10:40～14:00

場所 河原町老人福祉センター1階（渡一木277-1）

河原町コミュニティセンター（旧河原町中央公民館）となり

費用 利用料200円、昼食代300円

合計500円当日集金します

＜1日の流れ＞

10:40～11:50 午前の部

ものづくり・講演 など

12:00～13:00 昼食・休憩

13:00～14:00 午後の部

簡単なレクリエーションなど

* 内容は、季節にあわせて様々なことをします。

* 昼食…あゆみ工房・ボランティア2名の手作りです。

準備の都合上、参加・送迎希望の場合は

河原町総合福祉センターにご連絡をお願いします。

ファックス：85-0103 電話：76-3125

どうぞご利用ください。お待ちしております。



＜コーヒーカフェの日＞^{ひ つき}月1回開催：^{かいさい だい}第3木曜日

10:00～15:00……^{で い じゆう}出入り自由です。

^{かわはらちょうない}河原町内ボランティア2名のご協^{めい きょうりよく}力により
^{じっし}実施しています。^{へいせい}(平成25年度からスタート)
^{ねんど}

* 8月はお休みです。

^{りょうしょう}ご了承ください。

^{りょうきん}料金……^{とうじつしゅうきん}当日集金します。

コーヒー100円

コーヒー^{まめ}豆

・スターバックス (スタバ)

^{さわいこーひー}・澤井珈琲

^{こーひー}・UCC珈琲 (^{うえしまこーひー}上島珈琲)

^{ときどき}その時々によって違う^{ちが}コーヒー豆^{まめ あじ}が味わえます。

^{かし}お菓子 100円 ^{ごうけい}合計200円

^{しゅうろうけいぞくしえんじぎょう}就労継続支援事業B型指定事業所

^{とくていひえいりかつどうほうじん}特定非営利活動法人 ^{いっぽ かい}一歩の会

^{こうぼう}「あゆみ工房」^{てづく}手作り^{かし}お菓子です。

クッキー、^{うめ}梅ゼリー、シフォンケーキ など

^{ときどき}その時々、^{ないよう}内容は^{ちが}違います。^{たの}お楽しみに！！

^{りょう}どうぞご利用^まください。お待ちしています。



平成29年度 ふれあい・いきいきサロン事業（H29.7.13現在）

	サロン名	開催場所	人数	開催日	開催回数	
1	河原中央お達者会	河原町コミュニティセンター	18人	毎月第1・3(火)	24回	
2	サロンわたり	下渡一木公民館	12人	不定期	12回	
3	長瀬ハナミズキ会	長瀬公民館	22人	不定期	12回	
4	袋河原おたっしや会	袋河原公民館	16人	不定期	16回	
5	あじさいの会	八上地区公民館他	15人	月1回(2月を除く)	11回	
6	佐貫サロン	佐貫公民館	35人	毎月1・15日	20回	
7	ふれあいサロン天寿	天神原公民館	24人	月1回	10回	
8	西郷ふれあいサロン	旧JA西郷支所	16人	毎月第1・3(月)	22回	
9	サロン鮎ヶ丘	鮎ヶ丘集会所	22人	不定期	12回	H26～
10	釜口ふれあいサロン	釜口公民館	45人	不定期	11回	H27～
11	東土居サロン	東土居集会所	21人	毎月20日頃	12回	H28～
12	和奈見いきいきサロン	和奈見公民館	27人	月1回(5・8月を除く)	10回	H28～
13	今在家にこにこサロン	今在家公民館	26人	月1回	10回	H28～
14	ふれあいサロン河原	河原町老人福祉センター	30人	月1回	11回	
15	ピンコロ学級	河原地区公民館	25人	毎月第3金曜日	12回	H29新規
16	佐貫西土居なかよし会	西土居集会所	8人	毎週金曜日	12回	H29新規
17	下佐貫老人が元気サロン	下佐貫老人憩いの家	14人	毎月第3日曜日	10回	H29新規
18	小河内おしゃべりサロン	小河内公民館	21人	不定期	12回	H29新規
19	みたに倶楽部	個人宅	11人	月1回	8回	H29新規
	合 計					

鳥取市は10日、こども食堂を核とした地域食堂をネットワーク化する方針を発表した。食堂の運営団体と支援団体を結び付け、寄付や食材の共同管理、衛生管理の共同研修などを実施。食堂の立ち上げや安定運営のサポート体制を強化する。支援団体には銀行や生協が加わり、同市によると県内初の連携の仕組みとなる。

(浜田匡史)

食材管理や衛生研修… 共同実施で安定運営

「こども食堂」を ネットワーク化

鳥取市

こども食堂の案内看板に情報を書き込む鳥取市中央人権福祉センターの職員。10日、鳥取市幸町の同センター



市内でこども食堂を運営する9団体と、支援団体として鳥取銀行、鳥取福祉会、鳥取県生活協同組合、すなわち珈琲の4団体が参

加。27日に「地域食堂ネットワーク」を設立し、市中央人権福祉センターが事務局を担う。同センターには現

在、「こども食堂で使

ってほしい」と企業や

町内会、個人などから

野菜や米、飲料などが

託されている。今後は

寄付の受け入れ窓口を

一本化するため、ス

ケールメリットが生

じ、同組合が提供する

食材も含め、運営団体

間で配布先を効率良く

調整できるようにな

る。

ソフト面でのサポー

トも充実する。ボラン

課題となっていた学

習ボランティアの確保

にも配慮。事務局が、

市内の大学や専門学校

に直接働き掛け、希望

する学生と運営団体と

の間を取り持つ。

同市のこども食堂は

現在10カ所。2018

年度末までに6カ所増

える予定で、深沢義彦

市長は「地域包括ケア

システムの一助となる

支え合いの仕組みづく

り。高齢者や障害者な

どもも含めたさまざまな

支え合いが地域で生ま

れるきっかけになれば

」と期待する。

